

<老健入所利用料表> (令和6年8月1日より)

●介護保険給付サービス費(介護保険適用分:1割)※2割負担は2倍、3割負担は3倍 (単位=円/日)

		要介護1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	多床室	793	843	908	961	1,012
	個室	717	763	828	883	932

●食事・居住費 (単位=円/日)

		第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食 費		300	390	650	1,360	1,530
居住費	多床室	0	430	430	430	437
	個室	550	550	1,370	1,370	1,728

* 第四段階で二人部屋(多床室)利用の場合は居住費が794円となります。
* 個室、二人部屋は特別な室料がかかります ⇒個室1日550円(畳あり)・440円(畳なし)、2人室1日330円(税込み)

◆各種加算料 (介護保険適用分:1割) ※2割負担は2倍、3割負担は3倍

名 称		額	備 考
夜勤職員配置加算		24 円/日	入所者数 20 名に対して 1 人以上の夜勤を行う介護・看護職員が 2 名を超えて配置されている場合。
短期集中リハビリ加算(Ⅰ)		258 円/回	入所日から3ヵ月以内に1週につき概ね3回以上の集中的なリハビリを行い、かつ、入所時及び1月に1回以上日常生活機能の評価を行うとともに、その評価を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合。
短期集中リハビリ加算(Ⅱ)		200 円/回	入所日から3ヵ月以内に1週につき概ね3回以上の集中的なリハビリを行った場合。
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅰ)		240 円/回	認知症を有する入所者に対して、退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成したうえで、入所日から3ヵ月以内に週3日の集中的なリハビリを行った場合。
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅱ)		120 円/回	認知症を有する入所者に対して、入所日から3ヵ月以内に週3日の集中的なリハビリを行った場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		51 円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合し都道府県知事に届け出た場合。
外泊時費用		362 円/日	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、月6日を限度として算定。
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)		800 円/日	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、月6日を限度として算定。
ターミナルケア加算	死 亡 日	1,900 円/日	入所者のターミナル(終末期)ケアを行い、かつ、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、入所者又は家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成、多職種が共同して入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われ、利用者が死亡した際に算定。
	死亡前 2~3 日	910 円/日	
	" 4~30 日	160 円/日	
	" 31~45 日	72 円/日	
初期加算(Ⅱ)		30 円/日	入所日から30日間に限って算定。
退所時栄養情報連携加算		70 円/回	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態と医師が判断した入所者が医療機関等へ退所した場合、管理栄養士が退所先の医療機関等へ栄養管理に関する情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算		200 円/回	病院や診療所へ入院後、再入所する際の栄養管理が前回入所時と大きく異なるため、施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450 円/回	入所者の自宅等を訪問し、退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合。
試行的退所時指導加算		400 円/月	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算(Ⅰ)		500 円/回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に文書で紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(Ⅱ)		250 円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に文書で紹介を行った場合。
入退所前連携加算(Ⅰ)		600 円/回	

入退所前連携加算(Ⅱ)		400 円／回	入所期間が1月を超える入所者の退所に先立ち、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービス等を利用するのに必要な情報を提供し調整を行った場合。
訪問看護指示加算		300 円／回	退所時に指定訪問看護等の利用が必要であると認め訪問看護指示書を交付した場合。
経口移行加算(180日を限度)		28 円／日	経管栄養から経口摂取へ移行しようとする入所者に対して、医師の指示に基づき多職種が共同して経口摂取を進めるための支援計画を作成し、計画に従って支援を行った場合。
経口維持加算(Ⅰ)		400 円／月	摂食機能障害等を有する入所者に対して、食事の観察及び会議等を行い計画作成・管理を行った場合。
経口維持加算(Ⅱ)		100 円／月	上記を算定している場合で、定期的に行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90 円／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110 円／月	上記以外に、経口衛生管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。
療養食加算		6 円／回	糖尿病食、減塩食等の治療食を提供した場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ)イ	140 円／回	入所前に6種類以上内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所中の処方内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行った場合。
	(Ⅰ)ロ	70 円／回	
	(Ⅱ)	240 円／回	服薬情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
	(Ⅲ)	100 円／回	退所時に処方されている内服薬の種類が、入所時に比べて1種類以上減少している場合。
緊急時施設療養費		518 円／日	容態急変時に救急救命のため、投薬検査等を行った場合。
所定疾患施設療養費(Ⅰ)		239 円／日	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)		480 円／日	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		33 円／月	リハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省へ提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3 円／月	継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行い、少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13 円／月	
排せつ支援加算(Ⅰ)		10 円／月	排せつに介護を要する入所者で支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回評価をするとともに、その評価を厚生労働省に提出し、排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。
排せつ支援加算(Ⅱ)		15 円／月	
排せつ支援加算(Ⅲ)		20 円／月	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40 円／月	入所者全員を対象とし、日常生活機能、栄養状態、口腔機能、認知症やその他心身の状況、疾病、服薬の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		60 円／月	
安全対策体制加算		20 円／月	施設内に設置された安全管理部門の担当者が、安全対策に係る外部における研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10 円／月	協力医療機関等との間で新興感染症やそれ以外の一般的な感染症の発症時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発症時等に協力医療機関等と連携し対応していること、一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が主催する感染対策の研修に参加し助言や指導を受けている場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5 円／月	
新興感染症等施設療養費		240 円／日	入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、施設内で療養を行った場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 円／日	介護職員のうち介護福祉士が80%以上、勤続10年以上が35%以上配置され、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		月額の5.4 %	介護職員の処遇改善を図る目的のための加算。

◆その他利用料

日用品費	50 円／日	ティッシュペーパー、ペーパータオル等に係る費用。
電気代	55 円／日	テレビ等電化製品を持ち込んだ場合。
洗濯代	40 円～200 円／日	施設洗濯を希望した場合。 ※洗濯をした枚数の合計をまとめてお支払いいただきます
理美容代	3,000 円～	入所中に美容室を利用した場合。 ※カット、パーマ、カラー等実施した内容によって料金が変わります
文書代	3,300 円	各種診断書等を作成した場合1通につき。